

議案第 27 号

八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例（平成 17 年条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 港湾施設使用料				別表第2 港湾施設使用料			
種別	分類及び単位	金額	摘要	種別	分類及び単位	金額	摘要
入港料	総トン数500トン未満 1 トンにつき	1.50円		入港料	総トン数500トン未満 1 トンにつき	1.47円	
	総トン数500トン以上1,000 トン未満 1トンにつき	1.07円			総トン数500トン以上1,000 トン未満 1トンにつき	1.05円	
	総トン数1,000トン以上 1トンにつき	0.64円			総トン数1,000トン以上 1トンにつき	0.63円	
船客通行料	旅客（13歳以上） 1人1 回につき	2.13円		船客通行料	旅客（13歳以上） 1人1 回につき	2.10円	
	旅客（13歳未満） 1人1 回につき	1.07円			旅客（13歳未満） 1人1 回につき	1.05円	
貨物通過料	貨物積降し1回ごとに総ト ン数1トンにつき	16.1円	◎フェリー貨物である 輸送機械は、1台につ き大型車 <u>80.2円</u> 、中型 車 <u>48.1円</u> 、小型車 <u>37.4円</u> 、自動2輪車 <u>5.35円</u> とする。 ◎液体貨物については、 トンキロリットル と読み替える。	貨物通過料	貨物積降し1回ごとに総ト ン数1トンにつき	15.8円	◎フェリー貨物である 輸送機械は、1台につ き大型車 <u>78.7円</u> 、中型 車 <u>47.2円</u> 、小型車 <u>36.7円</u> 、自動2輪車 <u>5.25円</u> とする。 ◎液体貨物については、 トンキロリットル と読み替える。
係船料	定期船 総トン数1トンに つき	2.13円		係船料	定期船 総トン数1トンに つき	2.10円	
	不定期船 係留1回（24時 間以内） 総トン数1トン につき	4.28円			不定期船 係留1回（24時 間以内） 総トン数1トン につき	4.20円	
可動橋使用料	係留1回ごとに総トン数1 トンにつき	1.07円		可動橋使用料	係留1回ごとに総トン数1 トンにつき	1.05円	
物揚場使用料	1平方メートルにつき1日	4.28円		物揚場使用料	1平方メートルにつき1日	4.20円	
	16日以上は利用開始の日 から1日	5.35円			16日以上は利用開始の日 から1日	5.25円	

野積場使用料	1平方メートルにつき1か月	118円	1月に満たない場合は、1日4.28円/㎡とする。
上屋使用料	港湾業務ビル 1平方メートルにつき1か月	848円	1月に満たない場合は、1日28.28円/㎡とする。
	内港及び沖新田 1平方メートルにつき1か月	320円	1月に満たない場合は、1日10.68円/㎡とする。
大島行き旅客待合所使用料	北浜旅客待合所 1平方メートルにつき1か月	711円	1月に満たない場合は、1日23.67円/㎡とする。
	沖新田旅客待合所 1平方メートルにつき1か月	761円	1月に満たない場合は、1日25.39円/㎡とする。
広告掲示料	広告用として指定の場所 1平方メートルまでごとに1か月	213円	1月に満たない場合は、1日7.13円/㎡とする。
(略)			
観光センター使用料	フェリー旅客センター切符売場事務所 1平方メートルまでごとに1か月	2,033円	1階 1月に満たない場合は、1日67.76円/㎡とする。
	事務所 1平方メートルにつき1か月	1,205円	2階以上
	事務所(営業) 1平方メートルにつき1か月	827円	2階以上
	会議室(午前9時から正午)	1,100円	延長1時間までごとに料金の3割を加算する。 冷房使用の場合は使用料の5割、暖房使用の場合は使用料の3割の額を冷暖房使用料として加算する。
会議室(正午から午後5時)	1,320円		
会議室(午前9時から午後5時)	1,656円		
港湾業務ビル使用料	事務所 1平方メートルにつき1か月	1,142円	1月に満たない場合は、1日38.06円/㎡とする。

備考

- 1 1トン未満又は1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件が1トン未満又は1平方メートル未満のときは1トン又は1平方メートルとする。

野積場使用料	1平方メートルにつき1か月	116円	1月に満たない場合は、1日4.20円/㎡とする。
上屋使用料	港湾業務ビル 1平方メートルにつき1か月	833円	1月に満たない場合は、1日27.77円/㎡とする。
	内港及び沖新田 1平方メートルにつき1か月	314円	1月に満たない場合は、1日10.49円/㎡とする。
大島行き旅客待合所使用料	北浜旅客待合所 1平方メートルにつき1か月	698円	1月に満たない場合は、1日23.24円/㎡とする。
	沖新田旅客待合所 1平方メートルにつき1か月	747円	1月に満たない場合は、1日24.93円/㎡とする。
広告掲示料	広告用として指定の場所 1平方メートルまでごとに1か月	210円	1月に満たない場合は、1日7.00円/㎡とする。
(略)			
観光センター使用料	フェリー旅客センター切符売場事務所 1平方メートルまでごとに1か月	1,996円	1階 1月に満たない場合は、1日66.53円/㎡とする。
	事務所 1平方メートルにつき1か月	1,183円	2階以上
	事務所(営業) 1平方メートルにつき1か月	812円	2階以上
	会議室(午前9時から正午)	1,080円	延長1時間までごとに料金の3割を加算する。 冷房使用の場合は使用料の5割、暖房使用の場合は使用料の3割の額を冷暖房使用料として加算する。
会議室(正午から午後5時)	1,296円		
会議室(午前9時から午後5時)	1,625円		
港湾業務ビル使用料	事務所 1平方メートルにつき1か月	1,121円	1月に満たない場合は、1日37.37円/㎡とする。

備考

- 1 1トン未満又は1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件が1トン未満又は1平方メートル未満のときは1トン又は1平方メートルとする。

- 2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1件の金額が10円未満のときは10円とする。

別表第3

港湾施設占用料

種別		分類及び単位	金額	摘要
野積場、 物揚場	1	物干場、物置場 1平方メートルにつき1箇月	140円	
	2	作業場、仮小屋等の工作物設置 1平方メートルにつき1箇月	171円	
	3	広告物の掲示又は設置 1平方メートルにつき1箇月	74.8円	
	4	電柱、支柱、鉄柱の設置 1本につき1箇年	1,000円	
	5	電話柱の設置 1本につき1箇年	930円	
	6	公衆電話所の設置 1個につき1箇年	1,400円	
	7	各種荷役機械の建設又は設置 1平方メートルにつき1箇月	74.8円	
	8	管類の埋設 1メートルにつき1箇年	130円	
	9	売店、露店、遊覧所等の設置 1平方メートルにつき1箇月	171円	
	10	その他の工作物の設置 1平方メートルにつき1箇月	140円	

備考

- 上記種別中4、5、6及び8に係る占用期間が1箇月に満たないときは、その期間に応じた占用料に100分の110を乗じて得た額とする。
- 1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の占用面積が1平方メートル未満のときは1平方メートルとする。
- 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- 2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1件の金額が10円未満のときは10円とする。

別表第3

港湾施設占用料

種別		分類及び単位	金額	摘要
野積場、 物揚場	1	物干場、物置場 1平方メートルにつき1箇月	137円	
	2	作業場、仮小屋等の工作物設置 1平方メートルにつき1箇月	167円	
	3	広告物の掲示又は設置 1平方メートルにつき1箇月	73.4円	
	4	電柱、支柱、鉄柱の設置 1本につき1箇年	1,000円	
	5	電話柱の設置 1本につき1箇年	930円	
	6	公衆電話所の設置 1個につき1箇年	1,400円	
	7	各種荷役機械の建設又は設置 1平方メートルにつき1箇月	73.4円	
	8	管類の埋設 1メートルにつき1箇年	130円	
	9	売店、露店、遊覧所等の設置 1平方メートルにつき1箇月	167円	
	10	その他の工作物の設置 1平方メートルにつき1箇月	137円	

備考

- 上記種別中4、5、6及び8に係る占用期間が1箇月に満たないときは、その期間に応じた占用料に100分の108を乗じて得た額とする。
- 1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の占用面積が1平方メートル未満のときは1平方メートルとする。
- 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料及び占用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

